

2 (5) ②	新たに「不適切な取扱に関する通報があった業者に対しては、関係機関で調査すること」を追加すべきである。	同上	1
2 (5) ②	新たに「暴力団等の事業参入の阻止」を追加すべきである。	ご指摘の事項は、別途取り組まれるものと考えています。	1
2 (5) ②	新たに「展示販売の禁止」を追加すべきである。	動物取扱業の適性化には、必ずしもご指摘の措置は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ②	新たに「店頭での生体販売業を禁止することが可能であると認識した上で」を追加すべきである。	動物取扱業の適性化のためには、必ずしも店舗における生体販売業を禁止する必要はないものと考えています。	10
2 (5) ②	新たに、「税の無駄遣いを削減し、新たなる雇用産出によって、生体販売業を減らすことが可能だと認識した上で取組むべき」を追加すべきである。	同上	6
2 (5) ②	新たに「動物取り扱い業者が犬・猫を販売する際は、国が策定した飼い主適正審査基準に合格した者にのみ販売すること」を追加すべきである。	動物の適正管理を推進する上で、必ずしも飼い主適正審査を義務付ける必要はないものと考えています。	1
2 (5) ②	新たに「販売を行うものはその個体に関する情報を全て明示しなければならない」を追加すべきである。	動物の適正管理を推進する上で、必ずしも情報をすべて明示する必要はないものと考えています。なお、動物取扱業者の遵守基準において、販売時には一定の重要な事項を明示することとされています。	1
2 (5) ②	新たに「動物取扱業者において、需要に応じて適切な動物の数を保有すること」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加は必要ないものと考えています。なお、ご指摘の内容はすでに動物取扱業の遵守基準に盛り込まれています。	1
2 (5) ②	新たに「（犬及びねこの繁殖制限）は動物取扱業等においても除外されるものではないことの周知徹底を図ること。」を追加すべきである。	同上	6
2 (5) ②	新たに「購入者の飼養条件と、販売者のアフターケア義務を設ける。」と追加すべきである。	動物取扱業の適性化のためには、必ずしもアフターケアの義務を設ける必要はないものと考えています。なお、販売にあたっては購入者に重要事項を説明し、署名等をもらうことが義務付けられています。	1
2 (5) ②	新たに「明らかに不当輸入された動物であることが動物取扱業で発見された場合の、動物取扱業に対する罰則を設ける。」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、追加は必要ないものと考えています。なお、ご指摘の趣旨は、動物取扱業者の遵守基準に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (5) ②	新たに「動物取扱い業者は動物の販売を全て受注販売にする。」を追加すべきである。	動物取扱業の適性化のために、必ずしも動物を受注販売にする必要はないと考えています。	1
2 (5) ②	新たに「飼育者は動物飼育を始める前に保健所等で飼い主になるための心構えや責任について講習を受ける事を義務づける。また年に何回かは講習会に参加し、飼い主としての責任を再認識したり動物愛護の意識を高めていく。」を追加すべきである。	動物の適正管理を推進する上で、必ずしも飼い主に講習受講を義務付ける必要はないものと考えています。	1
2 (5) ②	血統書付きの動物の架空登録についての罰則規定(罰金)を制定すべきである。	不当表示の防止の観点から取り組まれるべき課題と考えています。	1
2 (5) ②	周知を図るために、違反した場合の罰則規定の明示を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加は必要ないものと考えています。なお、普及啓発については、すでに本指針に含まれているものと考えています。	1
2 (5) ②	遺棄された動物、保健所に引き取られた動物等を保護する機関（ボランタリ）への資金援助を追加すべきである。	必ずしも資金援助は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ②	新たに「ブリーダーは高い専門性を身につけた者に限定すべきである。」と追加すべきである。	動物取扱業の遵守基準等が義務づけられるため、必ずしも限定する必要はないものと考えています。	1
2 (5) ②ア	「販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明」を「販売時における動物の特性及び状態等に関する説明、適正な飼養方法、終生飼養の徹底に関する事前説明」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	3
2 (5) ②ア	「動物の所有者等に対し」「一般公衆に対し」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	6
2 (5) ②ア	「事前説明の実施、」に「及び動物取扱業の基準遵守」を追加すべきである。	同上	5
2 (5) ②ア	「動物取扱業の義務を果たしていない業者に対する指導、改善、勧告、命令の手続きについてのガイドラインを作成すること。」を追加すべきである。	動物愛護管理法の規定に基づいて、必要に応じて関係自治体による調査・勧告・命令等が行われる仕組みになっています。	7
2 (5) ②ア	「動物取扱業の基準遵守」を列記項目に追記すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追記は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ②ア	「警察、獣医師会、愛護団体などと連携し動物取扱業者の立ち入り調査を徹底するとともに」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (5) ②ア	「また、販売後も所有者によるみだりな繁殖や動物遺棄等の犯罪が成されないよう、事前説明責任を徹底させる措置の実施を行うこと。」を追加すべきである。	同上	1
2 (5) ②ア	定期的な監督及び、通報システムの構築等により、悪質業者の摘発に積極的に関与し、全般的なレベルアップを図ることを追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追記は必要ないものと考えています。	2

2 (5) ②ア	「行政の定期的な立ち入り検査の実施及びその記録の情報開示」を追加すべきである。	同上	1
2 (5) ②ア	登録制となつても、基準を遵守しない一部業者に対して罰則を課すべきである。	すでに、基準の内容等により登録取消し又は業務停止命令が可能であり、さらに従わない場合には罰則が規定されています。	4
2 (5) ②ア	動物取扱業者について、「認可証交付」は定期的に更新するべきである。	動物取扱業は、5年更新となっています。	1
2 (5) ②ア	役所等で登録されている業者かどうか調べる事ができるようにするべきである。	法律上、都道府県知事等は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならないこととされています。	1
2 (5) ②イ	「動物取扱業を国家資格にし、国の決めた研修等を受け動物取扱業者の試験をパスした者だけがなれるようにして、動物取扱業者の質の向上を図る」を追加すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。 なお、現在の動物取扱業の規制は、営業停止、登録取り消しが可能であり、許可制に近いものとなっています。	1
2 (5) ②ウ	「幼齢」を具体的に「3ヶ月以下の犬及び猫・・・」とするべきである。	幼齢動物の販売規制については、国民の理解を得る必要があることから、現時点での修正は必要ないものと考えています。	10
2 (5) ②ウ	「2ヶ月未満の犬及びねこの親からの引き離しを制限すること。」に修正すべきである。	同上	1
2 (5) ②ウ	「犬及び猫の販売制限のあり方を検討すること」を「犬及び猫の販売制限のあり方を策定すること」と修正すべきである。	同上	1
2 (5) ②ウ	「幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。」を「幼齢な犬及びねこの販売制限の具体的指針を設け、その徹底に向けて推進する。」に修正すべきである。	同上	1
2 (5) ②ウ	「店頭での生体の展示販売を禁止する」と修正すべきである。	動物取扱業の適性化のためには、必ずしも生体販売業を禁止する必要はないものと考えています。	12
2 (5) ②ウ	「有識者の意見等を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を『徹底して』検討する事。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (5) ②ウ	「有識者等の意見」を「有識者や現場当事者等」に修正すべきである。	同上	1
2 (5) ②ウ	「有識者の意見を聴きながらインターネットの販売制限の在り方を検討すること。」に修正すべきである。	必ずしも現時点で、インターネットによる販売そのものを禁止する方向での検討は必要ないものと考えています。	3
2 (5) ②ウ	不適当な利益だけを追う動物取扱業者がなくなるよう、規制や課税（愛護活動に利用）により、対策を講じるべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、ご指摘の修正は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ②ウ	「動物取扱業の登録制については、その実施状況を調査し、とりわけ路上販売等における問題点の有無等により、どの有効性を評価すると共に、販売制限のあり方を検討すること」を追加すべき。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、ご指摘の修正は必要ないものと考えています。	1
2 (5) ②ウ	末尾に「また、販売方法に問題がある動物取扱業者を取り締まる組織を決定あるいは作成する。」を追加すべきである。	動物愛護管理法の規定に基づいて、必要に応じて関係自治体による調査・勧告・命令等が行われる仕組みになっていることから、追加は不要と考えられます。	1
2 (6)	表題を「実験動物の適正な取扱いの推進」を「実験動物の適正な取扱いの確立」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、ご指摘の修正は必要ないものと考えています。	1
2 (6)	動物実験を禁止すべきである。	動物を科学上の利用に供することは法律上認められています。	3
2 (6)	不要な実験動物は廃止すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに動物愛護管理法に規定されているものと考えています。	1
2 (6) ①	「必要不可欠なものであるが」を「現時点では、やむを得ない手段であるが、いずれ動物を供する方法に代わる方法への転換を目指し、」と修正すべきである。	動物を科学上の利用に供することは必要不可欠であることから、修文の必要はないものと考えます。	1
2 (6) ①	「必要不可欠」を削除すべきである。	同上	1
2 (6) ①	「動物を科学上の利用に供することは生命科学の進展、医療技術等の開発等の為に必要不可欠」を削除すべきである。	同上	7

2 (6) ①	「必要不可欠なものである」を「必要な場合もある」とすべきである。	同上	
2 (6) ①'	「自主管理を基本」の前に、「原則としては」を追加すべきである。	現時点では、追加の必要はないものと考えています。	1
2 (6) ①	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」を削除すべきである。	基本的な考え方であることから、明記することは必要であると考えています。	2
2 (6) ①	「なるべく苦痛を減らす」「使用数の削減」を削除し、代替法のみにすべきである。	同上	3
2 (6) ①	「適切な措置を講じること等が必要とされている」を「適切な措置を講じること等が義務付けられるべきである」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、禁止等を行うことは、制度上できないこととなっています。	1
2 (6) ①	「動物実験を行う企業・機関のすべてに、実験過程の公開・公表を義務づける」を追加すべきである。	同上	1
2 (6) ①	3Rの原則のうち、苦痛の軽減 Reduction とあるが、これは「苦痛」の削除もしくは「撲滅」と修正すべきである。	動物愛護管理法第41条において規定されていること等から、修文の必要はないものと考えています。	1
2 (6) ①	「動物実験の是非について国民的議論を深めていない現状であるので」に修正すべきである。	動物を科学上の利用に供することは法律上認められています。	7
2 (6) ②	「3R（使用数の減少、代替措置の活用、苦痛の軽減）を全国的に推進するための検討会の設置。」と追加すべきである。	実験動物の適正な取扱いの推進のためには、必ずしも検討会の設置は必要ないものと考えています。	3
2 (6) ②	「3Rの推進目標設定と定期的な状況把握、関係省庁と連携した改善指導と普及啓発、3Rに関するデータベース構築及び情報提供。」と追加すべきである。	実験動物の適正な取扱いの推進のためには、必ずしも推進目標設定、データベース構築及び情報提供は必要ないものと考えています。	4
2 (6) ②	「動物実験委員会、動物実験指針、動物実験計画書、教育訓練、情報公開、記録管理、輸送、殺処分、飼養保管状況、施設の構造等に関する定期的な実態調査を実施すること。」と追加すべきである。	実験動物の適正な取扱いの推進のためには、必ずしもご指摘の項目の実態調査等は必要ないものと考えています。	3
2 (6) ②	実験施設の一般公開を追加すべきである。	実験動物の適正な取扱いの推進のためには、必ずしも施設の一般公開は必要ないものと考えています。	7
2 (6) ②	新たに「動物愛護管理法に基づいた「3Rの原則」の必要性を普及啓発すること。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	8
2 (6) ②	新たに「飼養保管等基準遵守指導が行われたにも拘らず、不必要的動物実験が行われた施設には、罰則を制定する。」を追加すべきである。	当該基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、罰則を設けることは制度上できないこととなっています。	1
2 (6) ②	新たに「国は、実態把握の結果を基に、必要な場合には、関係省庁と連携し、実験動物を飼養する機関や実験動物に關係する団体に対して改善指導を行うこと。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (6) ②	新たに「将来的には代替法へ完全転移すること」を追加すべきである。	動物愛護管理法上、代替法の活用は配慮すべき事項であること等から、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (6) ②	新たに「消費者が動物実験した製品とそうでない製品の見分けがつくようにすること。」を追加すべきである。	実験動物の適正な取扱いの推進のためには、必ずしもご指摘の措置は必要ないものと考えています。	1
2 (6) ②	新たに「国及び地方公共団体は、関係省庁、団体等と連携しつつ、実験動物を飼養及び利用する機関の中で調査研究能力を有する機関とともに、国際的な実験動物の愛護及び管理の考え方の動向について調査研究を推進し、その知見を継続的に、全ての実験動物を飼養及び利用する機関に対して情報提供すること。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (6) ②	新たに「教育現場においては可能な限り生体による実験を廃止し、ビデオなどで代替するよう積極的に指導する」を追加すべきである。	教育など、動物を科学上の利用に供することは法律上認められていること等から、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (6) ②	新たに、「動物実験の実情を監視、違反の取締り、停止処分を行う」を追加すべきである。	当該基準が努力規定としての動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準であることから、強制力をもった規制を設けることは制度上できないこととなっています。	1
2 (6) ②ア	全文を以下のとおり修正すべきである。「国及び地方公共団体は、関係省庁、団体等と連携しつつ、実験動物を飼養する機関に対し、実験動物の飼養保管基準の周知を効果的かつ効率的に行うこと。」	ご指摘の趣旨は、国及び地方公共団体であることが明らかであるため追加の必要はないものと考えています。	1
2 (6) ②ア	「実験動物の飼養保管の基準の周知」の前に、「学校教育での無意味な動物実験の実態を把握し、不必要なものを中止・ビデオでの教育や代替実験に変更し、3Rの原則を徹底させる」と追記すべきである。	必ずしも学校教育に特化して、実態把握等を明記する必要はないものと考えています。また、3Rの原則の徹底については、各実験機関等の責任者の責務とされていること等から、本指針への記載は必要ないものと考えています。	9
2 (6) ②ア	「実験動物の飼養保管等基準の周知が」を「実験動物の飼養保管等基準の周知徹底等が」と修正すべきである。	基準の徹底は、実験動物を飼養等する機関等の責任者により行われるものであること等から、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (6) ②ア	「遵守状況について定期的な実態把握を行う」を「遵守状況について定期的な立入検査、把握を行う」と修正すべきである。	実態把握のために、必ずしも立入調査は必要ないものと考えています。	1
2 (6) ②ア	「国及び地方公共団体は、」と追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、他の講ずべき施策と同様、明らかであるため追加の必要はないものと考えています。	4

2 (6) ②ア	「関係省庁、団体等と連携しつつ、実験動物を飼養する機関に対し、実験動物の飼養保管等基準の周知及び改善指導を行うこと。」と修正すべきである。	周知を行う対象は必ずしも実験動物を飼養する機関に限られないため、修正の必要はないものと考えています。なお、実験動物の飼養保管等の基準は、個別研究機関に対する改善指導を行う性格のものではないと考えています。	6
2 (6) ②ア	「～年以内に」という具体的な期限を追加すべきである。	新しい人が配置されること等から、周知は継続的に行われることが必要であると考えています。	1
2 (6) ②ア	「関係省庁、団体等と連携しつつ、・・・」を「関係省庁は、学術研究団体、業界団体等と連携しつつ・・・」と修正すべきである。	周知を行う主体は必ずしも関係省庁に限られないため、修正の必要はないものと考えています。また、団体等を具体的に明記することについては、ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	2
2 (6) ②ア	「関係省庁、」の後に、「都道府県等および関係」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (6) ②ア	文頭に「国は、」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、国及び地方公共団体であることが明らかであるため追加の必要はないものと考えています。	1
2 (6) ②ア	周知すべきことに「3Rの推進」を加えるべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	8
2 (6) ②イ	「国は、・・・」を「関係省庁は、・・・」と修正すべきである。	定期的な実態把握は、環境省が主体となり、関係省庁の協力を得ながら行うこととしているものであり、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (6) ②イ	「国及び都道府県等は、」と修正すべきである。	同上	1
2 (6) ②イ	「飼養保管基準のすべての項目に対する遵守状況について」と修正すべきである。	必ずしもすべての項目について実態把握を行う必要はないと考えています。	3
2 (6) ②イ	「3Rの推進及び」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	7
2 (6) ②イ	実験動物の使用状況の把握を追加すべき。	同上	1
2 (6) ②イ	「動物愛護団体、獣医師会等を加えた関係機関による定期的な実態把握」に修正すべきである。	必ずしも動物愛護団体、獣医師会等を加えた関係機関による実態把握は必要ないものと考えています。	4
2 (6) ②イ	「定期的な実態把握を行うこと」を「国、関係省庁または場合により動物愛護団体への飼養保管状況の提出を義務づける。」に修正すべきである。	実験動物の飼養保管等の基準は努力規定であること等から、飼養保管状況の提出義務づけ等を課すことは制度上できることとなっています。	1
2 (6) ②イ	「定期的な実態把握を行うこと」を、「定期的な実施把握後、各企業において詳細な情報開示を義務付ける。」と修正すべきである。	同上	1
2 (6) ②イ	定期的では実情把握できるはずがないため、「抜き打ち的な検査を実施すること」を追加すべきである。	実態把握のために、抜き打ち的な検査は必要ないものと考えています。	1
2 (6) ②イ	「実態把握の結果を一般国民に公表すること。」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、ご指摘の修正は必要ないものと考えています。なお、従来と同様、結果については環境省ホームページ等において公表することとしています。	14
2 (6) ②イ	「守られていない場合は許可をしない。」を追加すべき。	実験動物の飼養保管等の基準は努力規定であること等から、許可等について規定することは制度上できることとなっています。	2
2 (6) ②イ	「実態把握の結果を基に、改善指導を行うこと。」を追加すべきである。	実験動物の飼養保管等の基準は、個別研究機関に対する改善指導を行う性格のものではないと考えています。	3
2 (6) ②イ	「「3Rの原則」に従わない悪質事例に関しては改善措置を実施すること。」を追加すべきである。	同上	1
2 (6) ②イ	「企業、大学等に倫理委員会の設置等を徹底させ、改善、指導を行うこと。」を追加すべきである。	実験動物の飼養保管等の基準は努力規定であること等から、委員会の設置等強制力のある規定を課すことは制度上できることとなっています。	1
2 (6) ②イ	「改善命令の規定及び遵守違反に対する氏名公表等の罰則を設けるべきである。」を追加すべきである。	実験動物の飼養保管等の基準は努力規定であること等から、強制力のある規定、罰則等を課すことは制度上できることとなっています。	1
2 (6) ②イ	「守らない団体に対しては、実効性のあるペナルティを科す。」と修正るべきである。	同上	1
2 (6) ②イ	実態調査の方法や委託先等を定期的に見直すことを明記すべき。	指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (7)	表題「産業動物の適正な取扱いの推進」を「産業動物の適正な取扱いの確立」とすべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、ご指摘の修正は必要ないものと考えています。	1